



マイナンバー制度の 情報連携でますます便利に!



「情報連携」とは、異なる行政機関同士が専用のネットワークシステム上で、マイナンバーに結びつけられた情報をやりとりすることです。

これまでの児童手当、教育・保育給付の支給認定、介護保険、特別児童扶養手当、未熟児養育医療などの手続きは、添付書類として「住民票」、「課税証明書」、「生活保護受給証明書」等の提出が必要でしたが、「情報連携」により、これら添付書類の提出を省略できるようになりました。

これまでは書類をもらいにあちこちへ…

それが「情報連携」で添付書類の省略が実現!

〇〇の申請には
B機関で発行する
△△の書類が必要です。

△△の書類の発行には
C機関で◇◇証明書を
もらってください。

〇〇の申請ですね。
添付書類の提出は
不要です。



A機関



B機関



これからの機関

すごーい!
便利♪♪

※情報連携するためには、申請者からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

マイナンバーの提供は、各種手続きの際に申請者が申請書等に記入することで行われます。

マイナンバーを提供する際は、「通知カード」および「本人確認書類（運転免許証等）」または「マイナンバーカード」を忘れずにお持ちください。

※事務によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。

事務手続きの際は、事前に各機関の案内を必ずご確認ください。

情報連携の履歴は確認できます。 行政機関同士が、情報連携によりあなたの個人情報をやりとりした履歴は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で、確認することができます。

マイナポータル



ご自宅のパソコンや、役場住民課窓口のマイナポータル専用端末からご確認ください。

※ご自宅のパソコンからマイナポータルを利用するためには、「マイナンバーカード」および「マイナンバーカードに対応するICカードリーダライタ」をあらかじめご用意いただく必要があります。また、ご利用の際には、「マイナポータルAPのインストール」が必要です。



引越し、婚姻等で、住所や氏名が変わるときは、
通知カード、マイナンバーカードの記載事項の変更手続きをお忘れなく!

「転入、転居の住民異動」または「婚姻等の戸籍」の届出の際は、「マイナンバーカード」または「通知カード」を忘れずにお持ちください。届出の処理と同時にカードの記載事項の変更手続きも行います。

ますます便利に!マイナンバーカード あなたもつくりませんか?

役場住民課窓口を設置してあるマイナポータル専用端末は、マイナンバーカードの「オンライン申請」に使うこともできます。

無料で、所要時間は1件30分程度。役場住民課職員が補助しますので、どなたでも簡単に申請できますよ♪♪



問合せ先 役場 住民課